

土砂災害に関する避難確保計画

1 基本方針

- (1) 児童と職員の身の安全を第一に考えた行動を最優先する。
- (2) 土砂災害警戒情報との関連を図り、状況を的確に把握する。
- (3) 校長を中心とした土砂災害対策委員会のもと、迅速で臨機応変な対応を考え実施する。

2 対応の流れ

蒲郡市に気象庁より土砂災害警戒情報が発表

(1) 防災体制

- ・防災体制を別紙の通り添付する。

(2) 情報の入手

- ・防災ラジオ、防災行政無線（屋外拡声器）、携帯電話（市の防災情報）、テレビ・ラジオ、市広報車等。
- ・学校周辺の土砂災害警戒区域の状況を正しく把握する。

(3) 情報の共有化

- ・開校日の場合、全職員を集め、土砂災害警戒情報が発表されたことを伝え、具体的な対応を指示する。
- ・休日及び夜間の場合、管理職は協議の上、土砂災害対策委員会を開催するかどうか決める（土砂災害対策委員：校長・教頭・校務・教務）。他の職員は自宅待機とするが、委員会より連絡があった場合は至急登校し、準備にあたる。

(4) 避難誘導に関する具体的な対応

※午前6時の時点で「蒲郡市」に気象庁から土砂災害警戒情報が発表されていれば、その日は休校とする。



登校中

- ・登校中に土砂災害警戒情報が発表された時は、対策委員会の指示により、職員は2グループに分かれ次のことを行う
- 《通学路見回り班》
- ・安全を確かめながら登校中の児童を速やかに登校するように促す（家が近い場合は、家庭に帰す）。
- 《登校者対応班》
- ・登校児童の確認

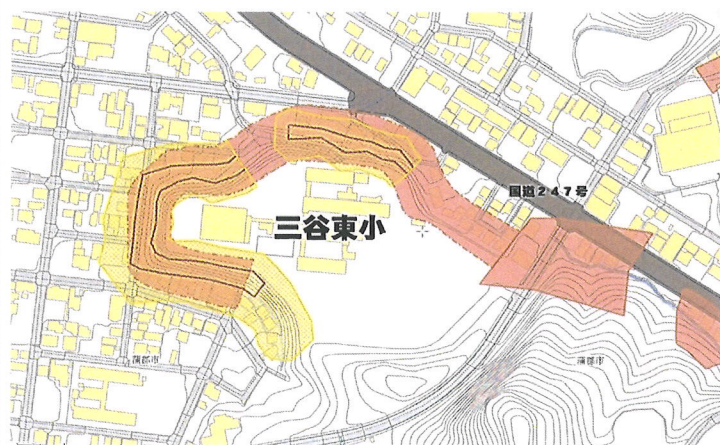
在校中

- ・校内放送で児童・職員に知らせる。児童は校舎内待機。
- 校内放送
「全校の皆さんに土砂災害に関する情報をお知らせします。たいま土砂災害警戒情報が発表されました。今後、詳しい情報が入り次第お知らせします。学年主任の先生は、職員室までお集まりください。なお、児童の皆さんは先生が来るまで学級で静かに待機してください」
- 緊急メール等使って家庭に連絡
- ・児童引き渡しか、通学団別下校か、学校の対応を示す。思い出坂の出入り口は封鎖。学校からの出入は東門を使用する。
- ・通学路が危険と認められる時や通学距離等により帰宅が困難と認められる時は、別添の通り当該児童の安全を学校内で確保する。

下校中

- ・対策委員会の指示により、職員は児童の下校時の安全確保に努める。速やかに家庭に帰るように指示。土砂災害警戒区域には近づかないようにする。

【学校周辺の土砂災害警戒区域】



・東門からの出入後、国道247号線側には行かないように児童、保護者に指示を出す。

- ☐ 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
 - 指定済み
 - 基礎調査の結果公表済み
- ☐ 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
 - 指定済み
 - 基礎調査の結果公表済み
- ☐ 急傾斜地崩壊危険箇所
 - 急傾斜地崩壊危険箇所
 - 基礎調査実施済み又は造成等により危険箇所要件消失

土砂災害警戒情報の解除

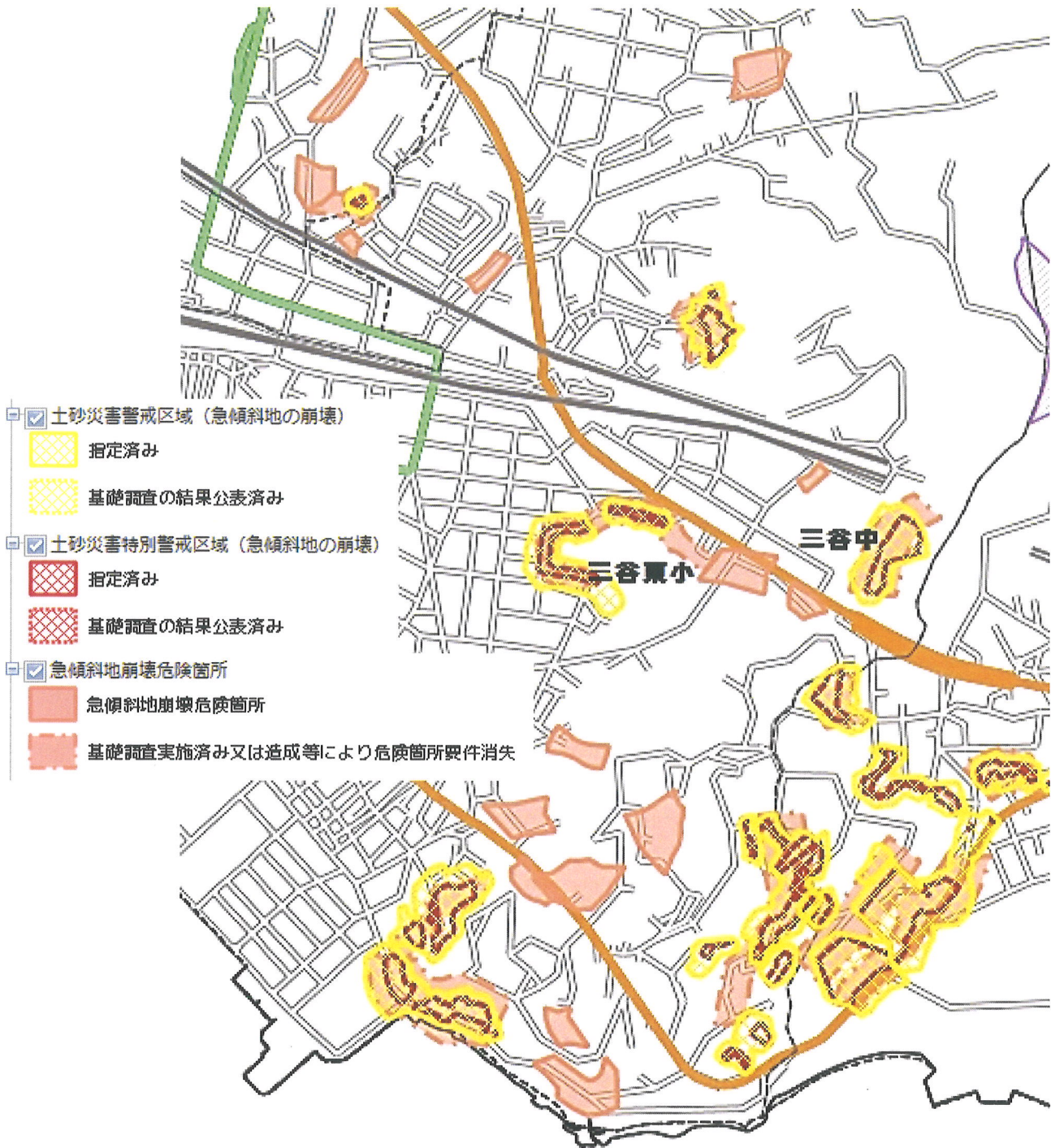


- ・校区内の土砂崩れ警戒区域の点検を、職員で手分けして行う。
- ・補修が必要な場所については、蒲郡市土木港湾課に報告を行う。
- ・校長は職員に児童、職員の安否、けがの有無、校舎、自宅の被害を速やかに調査させ、記録し、市教委へ報告させる。

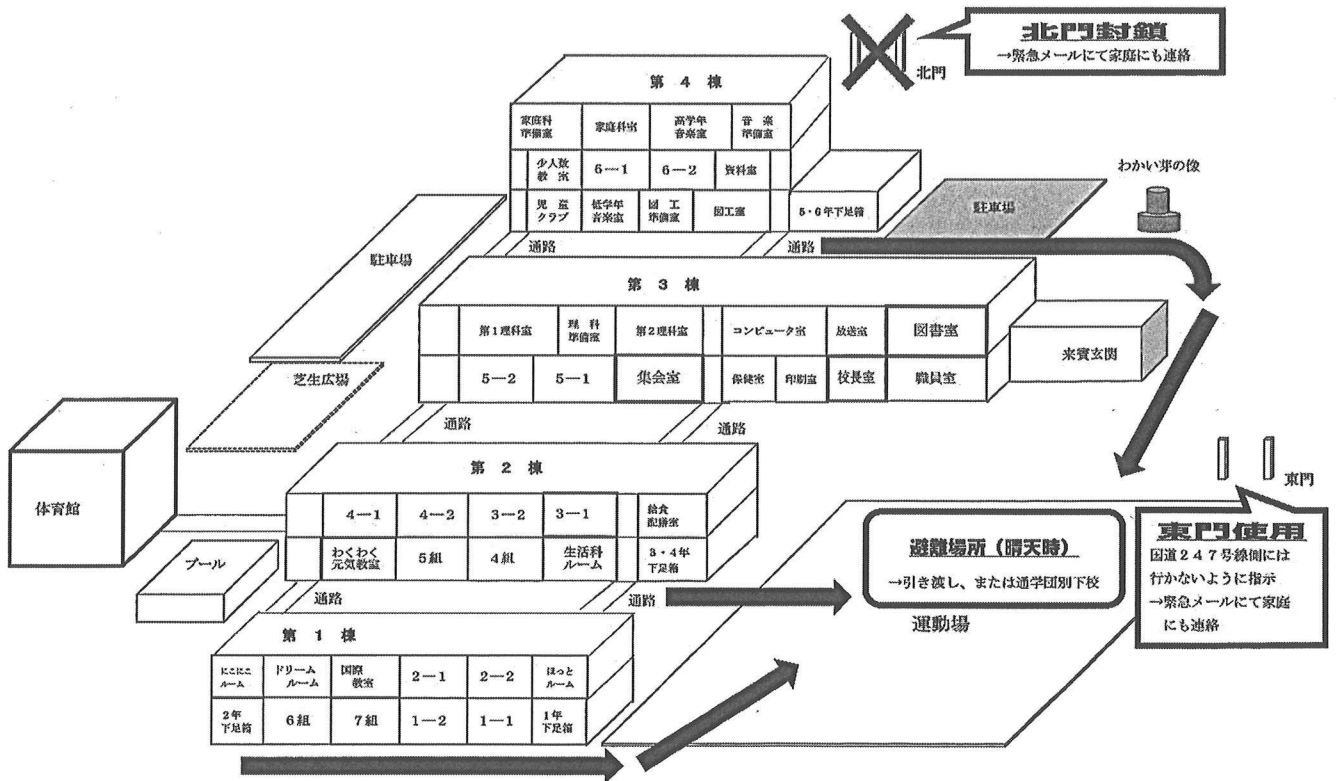
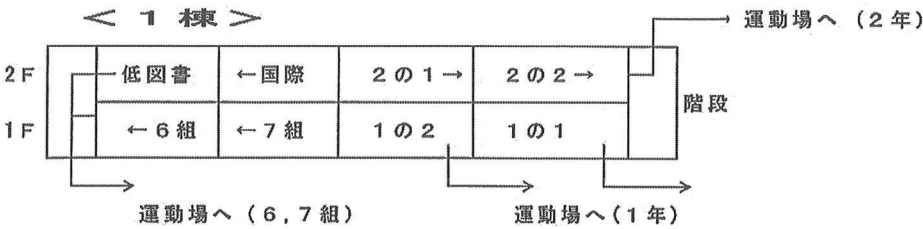
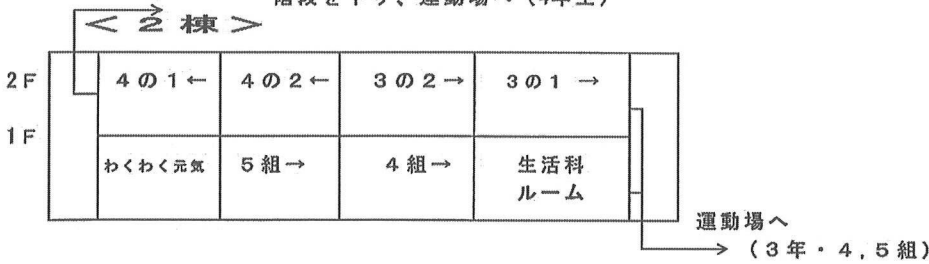
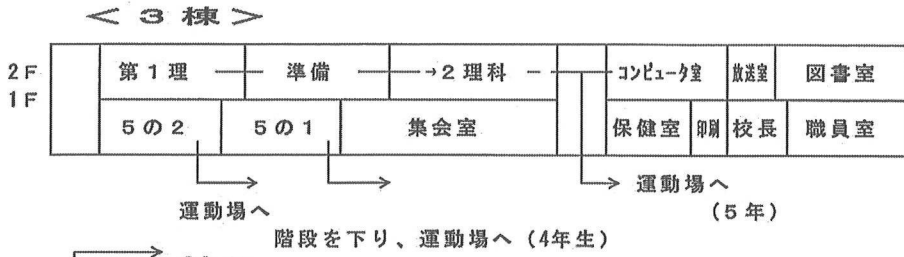
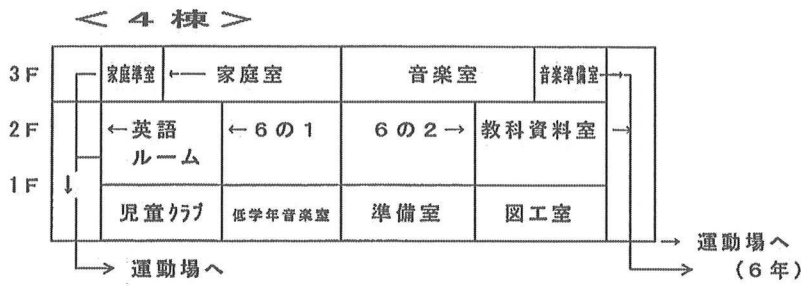
3 その他

- ・年度はじめの避難訓練は、土砂崩れを想定したものとする。
- ・裏面に校区内の土砂災害警戒区域を掲載する。

【校区内の土砂災害警戒区域】



避難経路図



↑ 広域避難場所への経路図